

町民税・県民税・森林環境税の算出方法

〔1〕令和7年度町民税・県民税・森林環境税は令和6年中の所得を基礎として算出し、その税額はいずれも「所得割額」と「均等割額」の合計額です。

前年中の収入金額	-	(給与所得控除等) 必要経費	-	所得金額調整控除	j	=	総所得金額	-	所得控除額	a i	=	課税総所得金額	×	町民税所得割の税率 (一律 6%)	=	町民税算出 所得割額	-	調整控除	=	町 民 税 税額控除額	P5 参照	=	町 民 税 所得割額	+	町民税均等割額 一律 3,000 円	=	町 民 税	}	町民税・県民税・ 森林環境税年税額
											×	県民税所得割の税率 (一律 4%)	=	県民税算出 所得割額	-	調整控除	=	県 民 税 税額控除額		=	県 民 税 所得割額	+	県民税均等割額 一律 1,000 円	=	県 民 税	+			
																								※ 1	森林環境税(国税) 1,000 円				

均等割非課税者

前年の合計所得金額が次の金額以下の人

ア 本人のみの場合 38万円

イ 扶養親族がいる場合 28万円 × (本人+同一生計配偶者+扶養人数) +26.8万円

※1 防災事業財源確保のため、年額1,000円賦課徴収されておりましたが、臨時的措置が終了し、新たに令和6年度より森林環境税が導入されました。森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図ることを目的として、個人町・県民税均等割の枠組みを用いて、国税として賦課徴収し、その税収は、森林整備及びその促進に関する事業を実施するための財源として県及び町へ譲与されます。

〔2〕所得控除額

a. 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

b. 扶養控除 ※2

配偶者控除	一般	33万円
扶養控除	老人	38万円
扶養控除	年少(16歳未満)	控除なし
扶養控除	一老人	33万円
扶養控除	一老特	38万円
扶養控除	同居老親等	45万円
障害者控除	一特	26万円
障害者控除	同居特障	30万円
障害者控除	同居特障	53万円

c. 本人控除

障害者控除 (特別障害者の場合)		26万円 30万円
寡婦控除 ひとり親控除		26万円 30万円
勤労学生控除		26万円
基礎控除	前年の所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超～ 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超～ 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	0万円

d. 配偶者特別控除

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円
配偶者控除	老人 38万円	26万円	13万円
所得金額	所得金額	控除額	
所得金額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円
所得金額	95万円超 100万円以下	33万円	22万円
所得金額	100万円超 105万円以下	31万円	21万円
所得金額	105万円超 110万円以下	26万円	18万円
所得金額	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
所得金額	115万円超 120万円以下	16万円	11万円
所得金額	120万円超 125万円以下	11万円	8万円
所得金額	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
所得金額	130万円超 133万円以下	3万円	2万円
所得金額	133万円超	0万円	0万円

e. 生命保険料控除額

支払金額	控除額
新契	12,000円以下のとき 全額
新契	12,000円超 32,000円以下のとき 支払金額の1/2 + 6,000円
新契	32,000円超 56,000円以下のとき 支払金額の1/4 + 14,000円
新契	56,000円超のとき 28,000円
旧契	15,000円以下のとき 全額
旧契	15,000円超 40,000円以下のとき 支払金額の1/2 + 7,500円
旧契	40,000円超 70,000円以下のとき 支払金額の1/4 + 17,500円
旧契	70,000円超のとき 35,000円
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)
生命保険料控除	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)

f. 地震保険料控除額

地震保険料	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
地震保険料	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
旧長期契約	5,000円超 15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円
旧長期契約	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料控除	地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円	

※2 30歳以上70歳未満の国外居住親族について、以下のいずれかに該当する場合を除き、扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象外となります。

- 留学により非居住となった人
- 障がい者
- 納税義務者から、前年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

g. 雑損控除額

下記の①②のいずれか多い方の金額

①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%)

②災害関連支出の金額－5万円

h. 医療費控除額(限度額200万円)

(支払った医療費の額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合(限度額8万8千円)(特定一般用医薬品等購入費)－1万2千円

i. 社会保険料控除額及び小規模企業共済等掛金控除額

支払金額の全額

健康保険、国民・厚生年金、介護保険、共済組合、iDeCo(イデコ)など

j. 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除が控除されます

給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合

- 特別障害者に該当する
- 22歳以下の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除＝(給与収入金額－850万円)×10%
※その給与収入金額が1,000万円を超える場合は15万円とする。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円

〔 3 〕 税 額 控 除

◎調整控除

合計課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5 %（道府県民税 2 %、市町村民税 3 %）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200 万円を超え 2,500 万円以下の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5 %（道府県民税 2 %、市町村民税 3 %）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

合計課税所得金額が 2,500 万円を超える者

適用なし

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
基 礎 控 除		5 万円	納税者本人 の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超
障 害 者 控 除	普通	1 万円					
	特別	10 万円					
	同居特別	22 万円	配偶者控除		一般	5 万円	4 万円
					老人	10 万円	6 万円
寡 婦 控 除		1 万円	配 偶 者 特別控除	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
ひとり親 控 除		母		50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
		父	扶養控除		一般	5 万円	老人
勤 労 学 生 控 除		1 万円			特定	18 万円	同居老親等
							13 万円

◎寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が 2 千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は 4 %、市町村民税は 6 % に相当する金額（総所得金額等の合計額 30 % を上限）

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし 1 のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は 5 分の 2、市町村民税は 5 分の 3 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20 % に相当する金額を超えるときは、その 20 % に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895 %
195 万円超 330 万円以下	79.79 %
330 万円超 695 万円以下	69.58 %
695 万円超 900 万円以下	66.517 %
900 万円超 1,800 万円以下	56.307 %
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16 %
4,000 万円超	44.055 %
0 円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90 %
0 円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎配当控除

配当控除額 = 配当所得 × 控除率

	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6 %	1.2 %	0.8 %	0.6 %
外貨建等以外の証券投資信託	0.8 %	0.6 %	0.4 %	0.3 %
外貨建等証券投資信託	0.4 %	0.3 %	0.2 %	0.15 %

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3 / 5	道府県民税	2 / 5
-------	-------	-------	-------

〔 4 〕 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	町民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3 / 5	2 / 5

〔 5 〕 特別控除（定額減税）

※合計所得金額が 1,805 万円以下及び所得割額が発生する方が対象となります。

控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の特別控除については、令和 7 年度分の個人町・県民税所得割額において、減税が実施されます。